

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金 問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15） 又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）	業務改善助成金 検索
事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者は、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。	
② キャリアアップ助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク 有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。	キャリアアップ助成金 検索 
③ 中小企業向け賃上げ促進税制 問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。	賃上げ促進税制 検索 
④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金） 問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505 事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。	働き方改革推進支援資金 検索 

2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置 問い合わせ先：＜先端設備等導入計画の作成等について＞先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課 ＜税制について＞中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口 電話：03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00) ＜制度について＞中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816 中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。	先端設備等導入計画 検索 
⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画） 問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1957(平日 9:30～12:00、13:00～17:00) 中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。	経営力向上計画 検索 

⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制） 問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00） 中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は 7 %）の税額控除を選択適用することができます。		経営強化税制	検索	(⑥と同じ)
⑧ 中小企業省力化投資補助金 問い合わせ先：中小企業省力化投資補助事業 コールセンター 電話：0570-099-660（9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）） 人手不足に悩む中小企業等のため、省力化投資に関して、カタログから選ぶような汎用製品の導入について、即効性ある支援を行います。		省力化補助金	検索	
⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-3821-7013（10:00～17:00 土日祝日及び 12/29～1/3 を除く） 生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。		ものづくり補助金	検索	
⑩ 小規模事業者持続化補助金 問い合わせ先：＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞ 全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、URL をご参照ください。 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ ＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞ 電話：03－4330－3480 小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。		持続化補助金	検索	(商工会地区) (商工会議所地区)
⑪ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金 問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局 電話：0570－666－376 中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。		IT 導入補助金	検索	
⑫ 事業承継・引継ぎ補助金 問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局 （経営革新事業）： 050-3000-3550 （専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠）：050-3000-3551 事業承継・M&A 後の経営革新（設備投資や販路開拓等）に係る費用、M&A 時の専門家活用に係る費用、事業承継 M&A に伴う廃業等に係る費用（原状回復費等）を支援します。		事業承継・引継ぎ補助金	検索	
3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援				
⑬ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン 問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669 親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。		下請ガイドライン	検索	
		パートナーシップ構築宣言	検索	

⑭ パートナースhip構築宣言

問い合わせ先： <「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765

<「宣言」の提出・掲載について> (公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688

下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。



⑮ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

問い合わせ先： 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部

企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 電話：03-3581-3378

価格転嫁指針

検索

労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。



⑯ 官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」

問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669

官公需基本方針

検索

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。



⑰ 官公需情報ポータルサイト

問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669

官公需ポータルサイト

検索

国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。



4. 資金繰りに関する支援

⑱ セーフティネット貸付制度

問い合わせ先： 日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795

セーフティネット貸付

検索

一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。



⑲ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

問い合わせ先： 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

マル経融資

検索

小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。



5. その他、雇用（人材育成）に関する支援

⑳ 建設事業主等に対する助成金

問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク

建設事業主等に対する助成金

検索

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。



㉑ 人材確保等支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材確保等支援助成金	検索
事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。		

㉒ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	地域雇用開発助成金	検索
雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。		

㉓ 人材開発支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材開発支援助成金	検索
従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。		

6. 相談窓口

㉔ よろず支援拠点 問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点	よろず支援拠点	検索
中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。		

㉕ 下請かけこみ寺 問い合わせ先：（公財）全国中小企業振興機関協会 各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618	下請かけこみ寺	検索
中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。		

㉖ 働き方改革推進支援センター 問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター	働き方改革 特設サイト	検索
全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご活用ください。		

㉗ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」 問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340	ミラサポ plus	検索
中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。		

各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省 H P ホーム＞厚生労働省について＞所在地案内＞
 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧



必ずチェック!

最低賃金!

働く人と雇う人のための
ルールです!

愛知県 最低賃金

令和6年
10月1日から
時間額

1,077 円

前年比
50円[↑]
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト

検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
愛知労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



愛知労働局

検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成



「最低賃金制度」は、 働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額） を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

確認の方法は？

(※1)
確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

$$\text{時間給} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

2 日給の場合

$$\text{日給} \div \text{1日の平均所定労働時間} = \text{時間額} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

3 月給の場合

$$\text{月給} \div \text{1か月の平均所定労働時間} = \text{時間額} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$

4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の
地域の最低賃金を
チェックしましょう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を
積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

業務改善助成金
コールセンター

☎ 0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



支給の要件

1



事業場内最低賃金の
引上げ

2



引上げ後の
賃金額の支払い

3



生産性向上に資する
機器・設備などを導入

4



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

助成金 支給まで の流れ

1



交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出



2



交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施

3



実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出



4



支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷済の紙へ
リサイクルできます。
(R6.9)

「年収の壁・支援強化パッケージ」

パート・アルバイトで働く方が

「年収の壁」を意識せず

に働ける環境づくりを後押しします。



パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、
厚生年金・健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、
国民年金・国民健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組(※)
を実施する企業に対し、
労働者1人当たり最大50万円
の支援をします。

- (※) ・ 社会保険適用促進手当を支給
 (社会保険料の算定対象外)
 ・ 賃上げによる基本給の増額
 ・ 所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
収入が一時的に上がったとし
ても、事業主がその旨を証明
することで、
引き続き被扶養者認定が可能
となる仕組みを作ります。

▶ この他に「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は裏面をご覧ください。

年収の壁突破・総合相談窓口

 **0120-030-045**

(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30～18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29～1/3)はご利用いただけません。)

年収の壁に関する
厚生労働省HP



「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

詳細はこちら



労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

(1) 手当等支給メニュー

要件	1人当たり 助成額
① 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の 18%以上を増額	3年目 10万円

(2) 労働時間延長メニュー

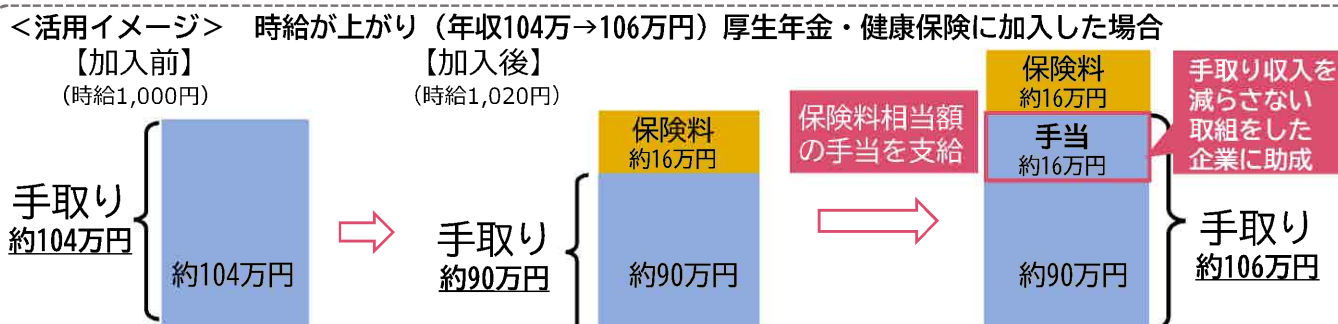
週所定労働 時間の延長	賃金の 増額	1人当たり 助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。

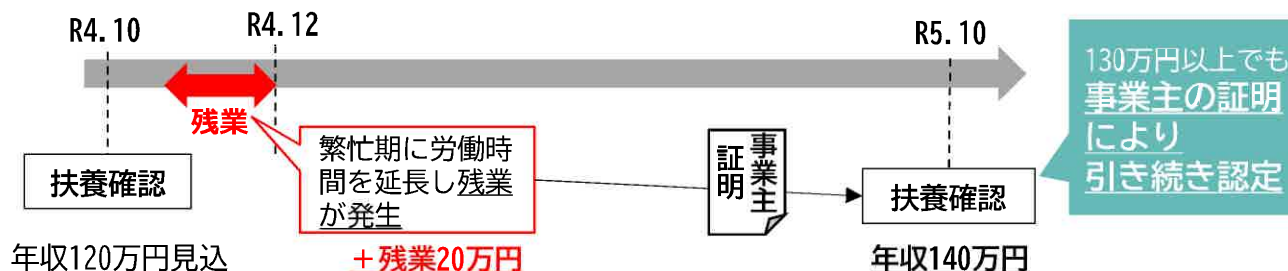


(※) 保険料は、厚生年金、健康保険(協会けんぽ)等の保険料率で計算した場合の労働者本人の負担額。
なお、手取り収入は税金については考慮していない。

「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



配偶者手当への対応

詳細はこちら



企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表しました。

愛知働き方改革推進支援センターに 働き方改革は お任せください!



個別企業訪問相談
貴社を訪問し、専門家と対面相談



電話・来所相談
当センター内で専門家が
電話と来所の相談



セミナー開催・講師派遣
セミナー・WEBセミナーの実施開催



オンライン相談
公式LINEアカウントから
ご予約できます!



愛知働き方改革推進支援センター公式キャラクター

アイチロちゃん

整った労働環境を好むキレイ好きなキツネ。
愛知労働局の「愛」とキツネ文化から生まれました。

相談無料

社会保険労務士等の専門家が無料で相談対応等のご支援をいたします

こんなお悩みや課題は迷わずご相談ください

※これらは相談事例の一部です。
他の相談もOK。

- ☑ 就業規則見直し
- ☑ 賃金引上げに向けた取組み
- ☑ 活用可能な助成金
- ☑ 三六協定の締結・届出
- ☑ 同一労働同一賃金
- ☑ 人材不足対応(育成含む)
- ☑ 業務効率化から始めたい
- ☑ 時間外労働の上限規制

中小企業・個人事業主のための 無料相談窓口

愛知働き方改革推進支援センター



*当センターは、駐車場がありません。公共交通機関での来所を推奨いたします。
受付日時：月～金曜日（祝日等を除く）午前9時～午後5時

電話
0120-006-802

E-mail
aichi@task-work.com

ファックス
052-364-9028

ホームページ
働き方改革推進支援センター

LINE 公式アカウント

気軽に相談してみよう!



QRコードを読み込むか、
お友達追加して下さい!

ID @aichirochan



愛知働き方改革推進支援センター 専門家による無料相談 申込票

お電話による申込



☎ 0120-006-802

WEB フォームによる申込



会社名 事業所名				代表者名			
業 種				従業員数	名 (うち 非正規雇用労働者)		
住 所	〒 -						
担当部署/役職	/			氏 名			
電話番号	() -			FAX 番号	() -		
メールアドレス	@						
相談希望日時	第 1 希望 月 日 / 時 から 第 2 希望 月 日 / 時 から				☐ 電話で調整を希望		
相談方法 (どちらかに○)	※会社・事業所へ訪問 ・ センターへ来所						
相談内容 (ご希望内容にチェック)	☐ 働き方改革で何から手をつけたらよいかわからない ☐ 働き方改革関連法への対応全般 ☐ 生産性向上(業務効率化・IT 活用) ☐ 補助金・助成金制度の活用 ☐ テレワーク勤務の導入 ☐ 社員定着(退職防止) ☐ 人材採用・人材確保 ☐ 給与体系・賃金制度(評価制度) ☐ 人材育成・教育訓練 ☐ 労働時間管理(時間外労働 他) ☐ 長時間労働の是正 ☐ 女性の活躍推進 ☐ 有給休暇の取得義務化への対応 ☐ 外国人の就労・受け入れ ☐ 高齢者活用・再雇用 ☐ 職場風土(コミュニケーション) ☐ 同一労働同一賃金 ☐ 36 協定・就業規則の見直し等 ☐ ハラスメント対策						
	☐ その他 ※特に相談したい内容がございましたら、こちらにご記入ください。						
この専門家相談を知ったきっかけ	☐ 労働基準監督署からの紹介 ☐ ハローワークからの紹介 ☐ 労働局からの紹介 ☐ 商工会議所・商工会からの紹介 ☐ 会計事務所からの紹介 ☐ 金融機関からの紹介 ☐ ホームページを見て ☐ 実施機関(タスクール Plus)の紹介 ☐ その他()						

※ご記入いただいた個人情報は当センターが厳重に管理し、この目的以外では使用しません。

お問い合わせ先

愛知働き方改革推進支援センター(実施機関/株式会社タスクール Plus)

〒464-0855 愛知県名古屋市中千種区千種通 7-25-1 サンライズ千種 3 階(タスクール内)

☎ 0120-006-802 ☎ 052-364-9028 ✉ aichi@task-work.com

※会社・事業所への訪問相談の申込期間 令和6年4月1日～令和7年3月7日

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、 電子申請が義務化※されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等により死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません（労働安全衛生規則第97条）。

今般、労働者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をよりの確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 経過措置として、当面の間、電子申請が困難な場合は書面による報告が可能です。

主な改正内容

これまで自由記載であった①、②、③、⑤について該当するコードから選択できるようになり、④については留意事項別に記入できるように記入欄が5分割されました。

労働者死傷病報告

① 事業の種類

② 被災者の職種

③ 傷病名及び傷病部位

④ 災害発生状況及び原因

⑤ 国籍・地域及び在留資格

①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業＞食料品製造業＞水産食料品製造業＞水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者＞製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）＞食料品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名：負傷＞切断
傷病部位：頭部＞鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。

※電子申請義務化に伴う略図の取扱いについて
従前の手書きでの作成とは異なり、イラスト等の「略図」のデータを添付してください。「略図」を手書き等で作成後、携帯電話等で写真を撮ってそのデータを添付していただいても構いません。

電子申請に当たっては

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷 に係る入力支援サービス

をご活用ください

電子申請に当たっては、【労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス】をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」は、企業の皆様が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する帳票の作成・印刷のほか、ガイダンスに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の一時中断や、再申請などの場合に再利用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、以下の報告も電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告
- 事業の附属寄宿舍内での災害報告

＼スマートフォンからの電子申請も可能です／
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶
厚生労働省HPにリンクします



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・都道府県労働局・労働基準監督署